

大阪広域環境施設組合規則第6号

職員の賠償責任に関する規則の一部を改正する規則

職員の賠償責任に関する規則（平成27年規則第72号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2の8</u>の規定に基づく職員の賠償責任について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(予算執行職員等の補助者の指定)</p> <p>第2条 <u>法第243条の2の8第1項後段</u>に規定する規則で指定する職員は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める職にある者とする。</p> <p>[(1)~(5) 略]</p> <p>(報告)</p> <p>第4条 事務局長は、<u>法第243条の2の8第1項後段</u>に規定する職員が、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したと認めるとき又は同項後段に規定する職員が法令、条例、規則等の規定に違反して支出負担行為等を行ったこと若しくは怠ったことにより本組合に損害を与えたと認めるときは、遅滞なく、自己の意見を付した報告書2通を</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2の2</u>の規定に基づく職員の賠償責任について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(予算執行職員等の補助者の指定)</p> <p>第2条 <u>法第243条の2の2第1項後段</u>に規定する規則で指定する職員は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める職にある者とする。</p> <p>[(1)~(5) 同左]</p> <p>(報告)</p> <p>第4条 事務局長は、<u>法第243条の2の2第1項前段</u>に規定する職員が、その保管に係る現金、有価証券、物品（基金に属する動産を含む。）若しくは占有動産又はその使用に係る物品を亡失し、又は損傷したと認めるとき又は同項後段に規定する職員が法令、条例、規則等の規定に違反して支出負担行為等を行ったこと若しくは怠ったことにより本組合に損害を与えたと認めるときは、遅滞なく、自己の意見を付した報告書2通を</p>

作成し、1 通は管理者に、1 通は監査委員に提出しなければならない。	作成し、1 通は管理者に、1 通は監査委員に提出しなければならない。
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。